

昭和十八年三月五日

別紙

自昭和十八年三月  
至昭和十八年五月



步兵隊  
18.7.18

22-10



防

犯

資

料

第三十六師團司令部



昭和十八年

# 防犯資料

支那  
55

第三十六師團司令部

防衛研修所圖書館

懲罰

山砲兵第三十六聯隊

陸軍上等兵

犯行ノ概要

昭和十八年二月十一日沁縣城內ノ朝鮮妓樓ニ於テ私娯遊樂シ花柳病ニ罹病シ軍務ヲ怠ル

罰目 輕營倉三日

(昭一八三一五)

◎性病ニ際シテハ精神訓話、衛生講解及予防手段等各般ニ亘リ教育ヲ周到ニ實施スルノ要アリ

沙育ヲ行ハスシテ痼病ノ事實ノミヲ責ムルカ如キコトナキヲ冀ス

懲罰

歩兵第二百二十二聯隊第一中隊

陸軍上等兵

犯行ノ概要

昭和十八年三月七日飲酒酩酊ニ外出先ニ於テ朝鮮妓樓ニ於テ遊樂性病ニ感染シ軍務ヲ怠ル

罰目 重營倉三日

(昭一八四一)

歩兵第二百二十二聯隊第四中隊

陸軍上等兵

犯行ノ概要

右ニ同シ

罰目 重營倉三日

(昭一八四一)

◎右ニ同シ

懲罰

山砲兵第三十六聯隊第九中隊

犯行ノ概要

陸軍上等兵

昭和十八年三月三十一日

目録 重營倉二日

一四一八四六一  
一中隊長

◎右ニ同シ

懲罰

歩兵第二十二聯隊第九中隊

陸軍上等兵

犯行ノ概要

昭和十八年三月三日 師團衛兵司令トシテ任務終了下番ノ際屋外ニ於

テ彈藥箱ケヲ漁リ室内ニ於テ銃ヲ手入セントシテ

備 重營倉三日

一四一八三三  
一中隊長

◎制式動作ヲ確實ニ實行セハ暴發事故ハ絶無ナル筈ナリ日常ニ於ケル  
諸動作ニ關シ幹部ハ克ク部下ノ銃砲操作ヲ監視シ制式動作ノ習性ヲ  
附與セサルヘカラス